

佐賀県選挙管理委員会告示第11号

佐賀県選挙管理委員会書記長専決事項の指定（昭和41年佐賀県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
書記長が専決することのできる事項については、佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）別表第2の <u>本部長</u> 専決事務の欄及び課長専決事務の欄の規定の例による。この場合において、同表中「 <u>本部長</u> 専決事務」とあり、及び「課長専決事務」とあるのは「書記長専決事項」と読み替えるものとする。	書記長が専決することのできる事項については、佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）別表第2の <u>部長</u> 専決事務の欄及び課長専決事務の欄の規定の例による。この場合において、同表中「 <u>部長</u> 専決事務」とあり、及び「課長専決事務」とあるのは「書記長専決事項」と読み替えるものとする。